

- イ. 広報看板、案内板、残暦板の設置
- ウ. 横断幕、懸垂幕の掲示
- (3) 映画等による広報
 - 県民意識の高揚を図るため、国体映画等を作成する。
 - ア. 広報映画等の制作・貸出
 - イ. 国体先催県記録映画（ビデオテープ）の貸出
- (4) マスコミによる広報
 - 報道機関との連絡を密接にし、即時的・広域的な情報の伝達に努める。
 - ア. 新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の促進
 - イ. 県の広報番組（ラジオ、テレビ）の活用
- (5) その他の広報
 - 記念切手の発売等、随時、広報活動として有効な方法を企画の上、積極的な活動を展開する。
- 4 テーマ・スローガン等の制定
 - 第50回国民体育大会を象徴するテーマ・スローガン等を制定し、普及する。
 - (1) テーマ・スローガンの制定及び普及
 - テーマカラー、シンボルマーク、マスコットの制定及び普及
 - (2) 国体の歌・音頭の制定及び普及
- 5. 公式記録映画等の制作
 - 第50回国民体育大会の成果を永く記録にとどめるため、映画等を制作する。
 - (1) 公式記録映画等の制作
 - (2) 記念写真集の作成
- 6. 専門部会等の設置
 - 必要に応じ専門部会等を設ける。

7. 第50回国民体育大会県民運動基本計画

（平成元年3月29日第50回国体県準備委員会
第7回常任委員会において決定）

- 1. 基本方針
 - 県民一人ひとりが国民体育大会の意義を理解し、自主的活動を基調としてそれぞれの立場において積極的に参加する気運を盛り上げ、半世紀を迎える記念すべき第50回国民体育大会の成功を期すとともに、未来を拓く躍進の時代にふさわしい、心豊かな生き生きとした郷土づくりを目指して県民運動を展開する。
- 2. 運動の目標
 - (1) 明るく豊かな心をつくろう。
 - (2) 健康でたくましいからだをつくろう。
 - (3) 魅力ある生き生きとした“ふくしま”をつくろう。
- 3. 運動のすすめ方
 - (1) 各種の広報活動により、この運動の目的について県民の理解を求め、一人ひとりの自発的実践活動として運動を盛り上げる。
 - (2) 各種の県民運動を運動目標のもとに体系づけ総合的に推進する。

- (3) 県民運動推進協議会などを設置し、この運動を積極的・効果的に展開する。
- 4. 年次計画
 - 「第50回国民体育大会開催準備総合計画」による。
- 5. 組織
 - (1) この運動の円滑な推進を図るため、第50回国民体育大会県民運動推進協議会（仮称）（以下「推進協議会」という）を設置し、市町村においても同趣旨による組織体制を確立するよう奨励する。
 - (2) 必要に応じ推進組織の拡充を図る。
- 6. 運動の期間
 - この運動の推進期間は、推進協議会発足の日から第50回国民体育大会福島県実行委員会（仮称）の解散の日までとするが、この運動が将来にわたり継続的に推進され、県民生活に定着するよう努める。

8. 第50回国民体育大会福島県準備委員会

総務専門委員会委員

（昭和61年6月19日第50回国体県準備委員会
第2回常任委員会において決定）

県 関 係

総務部	財政課	長
総務部	地方課	長
企画調整部	企画調整課	長
生活福祉部	社会福祉課	長
保健環境部	医務課	長
商工労働部	商工課	長
農政部	農政課	長
農地林務部	農林課	長
土木部	監理課	長
教育庁	総務課	長
警察本部	警務課	長

（11名）

市町村関係

福島県市長会	事務局	長
福島県町村会	常務理事	

（2名）

体育・スポーツ団体関係

(財)福島県体育協会	副会長代表	
(財)福島県体育協会	第50回国民体育大会委員会委員長	
(財)福島県体育協会	福島県総合体育大会委員会委員長	
(財)福島県体育協会	専務理事	

（4名）

学識経験者

福島県スポーツ振興審議会	会長	
--------------	----	--

計 18名